

114Salut Station 関連利用規定改定のお知らせ (2023年1月20日改定)

以下の通り、114Salut Station 利用規定および関連諸規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「規定集」ページ (<https://www.114bank.co.jp/support/kitei/>) よりご確認ください。

改定日 2023年1月20日(金)  
改定対象利用規定および改定内容

114Salut Station 利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第1条 114Salut Station	1. 114Salut Stationとは 114Salut Station (以下「本サービス」といいます。)とは、契約者(以下「お客さま」といいます。)が当行に対し、 <u>お客さまご本人が占有・管理する</u> パーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等により本「114Salut Station 利用規定」(以下「本規定」といいます。)所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。  4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(以下「消費税」といいます。)をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスから届け出ていただく「代表口座」(以下に定めます。)から当行所定の日に自動的に引落します。利用手数料および消費税の引落結果につきましては、所定の期間ウェブサイト上に表示しますので、都度ご確認ください。なお引落口座の残高不足等により、所定の期間内に利用料金の引落しができなかった場合、ウェブサイト上でのご確認はできません。(本サービス利用手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座(以下に定めます。)から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。) <以下省略>	1. 114Salut Stationとは 114Salut Station (以下「本サービス」といいます。)とは、契約者(以下「お客さま」といいます。)が当行に対し、パーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等により本「114Salut Station 利用規定」(以下「本規定」といいます。)所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。  4. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく「代表口座」(以下に定めます。)から当行所定の日に自動的に引落します。利用手数料および消費税の引落結果につきましては、所定の期間ウェブサイト上に表示しますので、都度ご確認ください。なお引落口座の残高不足等により、所定の期間内に利用料金の引落しができなかった場合、ウェブサイト上でのご確認はできません。(本サービス利用手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座(以下に定めます。)から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。) <以下省略>
2	第9条 総合振込・給与賞与振込取引	(7) 「総合振込」取引および「給与賞与振込」取引については、 <u>給与振込・総合振込取扱規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係について定めがある場合には、その定めによるものとします。</u>	<第1項第7号 新設>
3	第11条 地方税納入サービス(特別徴収地方税納入取引)	(6) 「特別徴収地方税納入」取引については、 <u>特別徴収地方税取扱規定および地方税納入サービス利用規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係について定めがある場合には、その定めによるものとします。</u>	<第1項第6号 新設>
4	第13条 総合/給与振込サービス	2. 総合/給与振込サービスの利用申込 「総合/給与振込サービス」の利用にあたっては、当行所定の方法による「総合/給与振込サービス」の利用申込(給与振込サービスの場合は別途給与振込に関する契約書が必要)が必要となります。 <以下削除>	2. 総合/給与振込サービスの利用申込 「総合/給与振込サービス」の利用にあたっては、当行所定の方法による「総合/給与振込サービス」の利用申込(給与振込サービスの場合は別途給与振込に関する契約書が必要)が必要となります。 <u>「総合/給与振込サービス」の利用を申込される方は、「給与賞与振込取扱規定(114Salut Station)」の内容をご了承のうえ、申込むものとします。</u>
5	第14条 照会取引	1. 内容 <中略> (2) <u>振込や入出金などに内容の変更があった場合、当行は既に提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。</u>	1. 内容 <中略> (2) <u>当行は振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既に提供した情報について変更または取消を行うことがあります。この場合最終的な取引内容については、通帳・お取引照合表・計算書等により確認してください。</u>
6	第20条 解約など	5. 当行からの解約 お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。 (1) 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4) 当行に支払うべき手数料および消費税を支払わなかったとき (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (6) 相続の開始があったとき (7) <u>本サービスの利用を申込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、本項に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき</u> (8) <u>法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます)に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき</u> 6. 前項に加えて、お客さまが次の各号の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 (1) <u>お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合</u> (2) <u>お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前①から⑤に準ずる者 (3) <u>お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他前①から④に準ずる行為 7. <u>本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</u>	5. 当行からの解約 お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。 (1) 支払停止または破産、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4) 当行に支払うべき手数料および消費税を支払わなかったとき (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (6) 相続の開始があったとき 6. <u>本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</u>

114Salut Station ワンタイムパスワード利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第9条 規定の変更	当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。 <u>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</u>	1 当行が本規定の内容を変更する場合には、変更内容を当行ホームページへの記載等、当行の定める方法によりお客さまに告知することにより変更でき、告知により変更の効力が生じるものとします。 2 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

114Salut Station 口座振替利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第3条 利用料金	Salut Station 口座振替サービスの利用にあたっては、「114Salut Station 口座振替サービス利用料金」および消費税をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)ただし 114Salut Station 総合/給与振込サービスを同時にご利用のお客さまは、同サービス利用料金に 114Salut Station 口座振替サービス利用料金が含まれるものとします。金額につきましては、当行所定のものとなりますので、当行ウェブサイト上で随時	Salut Station 口座振替サービスの利用にあたっては、「114Salut Station 口座振替サービス利用料金」および消費税をいただきます。ただし 114Salut Station 総合/給与振込サービスを同時にご利用のお客さまは、同サービス利用料金に 114Salut Station 口座振替サービス利用料金が含まれるものとします。金額につきましては、当行所定のものとなりますので、当行ホームページ上で随時

114Salut Station 関連利用規定改定のお知らせ (2023年1月20日改定)

項番	改定場所	改定後	改定前
2	第6条 利用申込・サービスの取止め	ご確認ください。 1. Salut Station 口座振替サービスの利用を申込される方は、本規定・口座振替収納事務取扱規定・マリンネット代金回収サービス利用規定・114Salut Station 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、 <u>本行所定の方法により申込み</u> ものとします。また、お客さまが Salut Station 口座振替サービスをご利用いただける状態になった時点で、 <u>本行と委託者(収納企業)であるお客さまとの間にこれらの諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとします。</u>	1. Salut Station 口座振替サービスの利用を申込される方は、本規定・口座振替収納事務取扱規定・マリンネット代金回収サービスご利用規定・114Salut Station 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、 <u>本行所定の方法により申込み</u> ものとします。また、お客さまが Salut Station 口座振替サービスをご利用いただける状態になった時点で、 <u>本行と委託者(収納企業)であるお客さまとの間にこれらの諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとします。</u>
3	第10条 関係規定の適用	第10条 関係規定の適用・準用 本規定、口座振替収納事務取扱規定、 <u>マリンネット代金回収サービス利用規定</u> および114Salut Station 利用規定に定めのない事項については、 <u>本行関連規定を適用または準用するものとします。</u>	第10条 関係規定の適用 本規定、口座振替収納事務取扱規定、 <u>マリンネット代金回収サービスご利用規定</u> および114Salut Station 利用規定に定めのない事項については、 <u>本行関連規定を適用または準用するものとします。</u>
4	第11条 サービス内容または規定の変更	本行は Salut Station 口座振替サービスまたは本規定の内容を、 <u>お客さまに事前に通知することなく</u> いつでも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、 <u>ウェブサイト上等本行所定の方法により</u> お客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、 <u>本行の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u> 本行は責任を負いません。	本行は Salut Station 口座振替サービスまたは本規定の内容を、 <u>お客さまに事前に通知することなく</u> いつでも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、 <u>本行ホームページ等本行所定の方法により</u> お客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、 <u>本行は責任を負いません。</u>

給与振込・総合振込取扱規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	2. 振込依頼	振込依頼は、 <u>114Salut Station またはデータエントリーサービス</u> を利用し、 <u>本行所定の時間内</u> に行うものとします。	振込依頼は、 <u>データエントリーサービス</u> を利用し、 <u>本行所定の時間内</u> に行うものとします。

特別徴収地方税取扱規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	1. 納入依頼	納入依頼は、 <u>114Salut Station またはデータエントリーサービス</u> を利用し、 <u>本行所定の時間内</u> に行うものとします。	納入依頼は、 <u>データエントリーサービス</u> を利用し、 <u>本行所定の時間内</u> に行うものとします。

口座振替収納事務取扱規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	1. 事務の委託	収納事務取扱いの委託に際しては、 <u>本行に対し、「収納事務の対象」「取りまとめ店」「本行取扱店の範囲」「振替日」を届出</u> ものとします。	収納事務取扱いの委託に際しては、 <u>本行に対し、「収納事務の対象」「取りまとめ店」「本行取扱店の範囲」「振替日」を届出</u> てください。
2	2. 口座振替依頼書の受理	本行取扱店は、 <u>預金者から口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます。)</u> および <u>預金口座振替届出書(以下「届出書」といいます。)</u> を提出させ、これを承認した時は届出書を送付します。なお、 <u>預金者(契約者)から依頼書および届出書を受理した時は、依頼書を本行に送付するものとします。</u> 本行は記載事項を確認し、 <u>依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに返戻</u> します。	本行取扱店は、 <u>預金者から口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます。)</u> および <u>預金口座振替届出書(以下「届出書」といいます。)</u> を提出させ、これを承認した時は届出書を送付します。なお、 <u>預金者(契約者)から依頼書および届出書を受理した時は、依頼書を本行に送付してください。</u> 本行は記載事項を確認し、 <u>依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに返戻</u> します。
3	3. 口座振替依頼	口座振替依頼は、 <u>114Salut Station またはデータエントリーサービス</u> を利用し、 <u>本行所定の時間内</u> に行うものとします。	口座振替依頼は、 <u>データエントリーサービス</u> を利用し、 <u>本行所定の時間内</u> に行うものとします。
4	6. 領収証等	本行は、 <u>領収証・振替済通知書等の作成・郵送は行いません。</u>	本行は、 <u>領収証・振替済通知書等の作成・郵送は行いません。</u>
5	8. 振替の停止	預金口座振替による収納を停止したときは、 <u>その氏名等を直ちに本行取りまとめ店に通知</u> するものとします。	預金口座振替による収納を停止したときは、 <u>その氏名等を直ちに本行取りまとめ店に通知</u> してください。
6	9. 手数料	口座振替収納事務取扱いにあたっては、 <u>本行所定の手数料および消費税をいただきます。</u> (税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。) <u>手数料および消費税は、本行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落</u> します。	口座振替収納事務取扱いにあたっては、 <u>本行所定の手数料をいただきます。</u> 手数料は、 <u>本行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落</u> します。
7	12. 規定の変更	本行は <u>本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく</u> いつでも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、 <u>ウェブサイト上等本行所定の方法により</u> お客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、 <u>本行の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u> 本行は責任を負いません。	<第12条 新設>

マリンネット代金回収サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	1. マリンネット代金回収サービス	マリンネット代金回収サービス(以下「マリンネットサービス」といいます。)とは、 <u>マリンネット共同センター(以下「共同センター」といいます。)</u> を運営する株式会社百十四システムサービスが提携金融機関(後記記載)との <u>口座振替契約によって代金回収するサービスに収納事務を委託し、契約者(以下「お客さま」といいます。)</u> にこれに対応するサービスの提供を行うことをいいます。 <以下削除>	マリンネット代金回収サービス(以下「マリンネットサービス」といいます)は <u>契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)からパソコン・ホストコンピュータにより、マリンネット共同センター(以下「センター」といいます)に直接データ伝送を行うことにより、提携金融機関(後記記載)の口座振替の取扱いを行い、代金を一元的に回収するサービス</u> です。 本サービスには、サービス内容によって <u>クイック型・標準型の2種類</u> があり、 <u>依頼人のニーズに適したタイプを選択</u> することができます。
2	2. マリンネットサービスの受付等	(1) 口座振替依頼書の受理等 お客さまは <u>預金者から受理した預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます。)</u> を初回振替日の40日前までに本行へ提出します。本行を除く提携金融機関の依頼書は、 <u>共同センターを介して提携金融機関と授受</u> します。本行および提携金融機関は記載事項を確認し、 <u>依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずすみやかにお客さまへ返戻</u> します。 (2) 口座振替依頼 お客さまご本人が占有・管理するパソコン・ホストコンピュータ等(以下「 <u>使用端末機</u> 」)といいます。)から114Salut Stationまたはダイヤルアップ接続方式によるデータ伝送を利用し、 <u>口座振替依頼を本行所定の時間内</u> に行うものとします。	オンラインデータ伝送の受付 ① <u>オンラインデータ伝送により預金口座振替を依頼するには、センターが定められた番号の電話あてに送信を行い、本行の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容をパソコン・コンピュータのキーボードにより操作してください。</u> ② <u>センターで受信したパスワード・ファイルアクセスキー・センター確認コードが、本行にあらかじめお届けいただいたものと一致した場合には、センターは送信者を依頼人とみなします。</u> ③ <u>万一データの内容に瑕疵がある場合、所定の持込み時限までに、正当なデータを再送してください。</u>
3	3. 手数料等	マリンネットサービスの取扱いにあたっては、 <u>本行所定の手数料および消費税をいただきます。</u> (税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)	(1) <u>マリンネットサービスの利用期間中は、毎回本行所定の基本手数料および消費税をいただきます。</u> (2) <u>口座振替を依頼された場合は、本行所定の口座振替手数料および口座振替手数料合計額に係る消費税相当額をいただきます。</u>
4	4. 取引内容の確認	(1) <u>預金口座振替指定日から本行所定の営業日後、処理結果明細をお客さまの使用端末機により所定の操作で照合</u> してください。 (2) <u>預金口座振替指定日から本行所定の営業日後、普通預金通帳への記入または当座預金勘定照合表により入金額を照合</u> してください。 (3) <u>取引内容・入金額に相違のある場合において、お客さまと本行の間で疑義が生じたときは本行・共同センターの機械記録内容を正当なものとして取扱い</u> します。	(1) <u>預金口座振替指定日から本行所定の営業日後、処理結果明細をパソコン・コンピュータにより所定の操作で照合</u> してください。 (2) <u>預金口座振替指定日から本行所定の営業日後、普通預金通帳への記入または当座預金勘定照合表により入金額を照合</u> してください。 (3) <u>取引内容・入金額に相違のある場合において、依頼人と本行の間で疑義が生じたときは本行・センターの機械記録内容をもって処理させていただきます。</u>
5	5. 免責事項	本行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等に障害並びに <u>通信経路の不通</u> により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、そのため生じた損害については、 <u>本行は責任を負いません。</u>	本行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等に障害並びに <u>電話の不通</u> により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、そのため生じた損害については、 <u>本行は責任を負いません。</u>
6	6. 届出事項の変更等	パスワード、入金指定口座等届出内容に変更がある場合には、 <u>本行所定の書面によりお取引店にただちに届出</u> するものとします。この届出の前に生じた損害については本行は責任を負いません。	パスワード、入金指定口座等届出内容に変更がある場合には、 <u>本行所定の書面によりお取引店にただちに届出</u> してください。この届出の前に生じた損害については本行は責任を負いません。
7	8. 規定の準用	8. 関係規定の適用・準用 この規定に定めのない事項については、 <u>別途締結する「マリンネット代金回収サービスの利用に関する契約書」、114Salut Station 口座振替利用規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、普通預金規定、その他関連諸規定を適用または準用するものとします。</u>	8. 規定の準用 この規定に定めのない事項については、 <u>別途締結する「マリンネット代金回収サービスの利用に関する契約書」、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定により取扱い</u> します。
8	9. 規定の変更	本行は <u>本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく</u> いつでも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、 <u>ウェブサイト上等本行所定の方法により</u> お客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、 <u>本行の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u> 本行は責任を負いません。	<第9条 新設>

以上